

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	搬入の停止命令	
根拠法令・条項	堺市循環型社会形成推進条例第22条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(搬入の停止の命令) 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、産業廃棄物の保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又はその疑いのある物の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第16条第1項又は第16条の2第1項の規定による届出書の提出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合 (2) 第17条第1項前段の規定による届出をしないで第16条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合 (3) 第18条の規定による勧告に従わずに産業廃棄物の保管を行っている場合 (4) 産業廃棄物の疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとするならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、特別の理由があるときは、30日の範囲内で必要と認める期間、同項の期間を延長することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の期間(前項の規定により延長された期間を含む。)内であっても、当該命令に係る産業廃棄物の保管が適正であると認めるとき又は、当該命令に係る産業廃棄物の疑いのある物が産業廃棄物でないときと認めるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明 <input checked="" type="checkbox"/>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	